

管理課長

〉それではこれより令和7年度第2回広尾町総合教育会議を開催いたします。はじめに町長からご挨拶をいただきます。

町長

〉皆さん、こんにちは。今年度第2回目の広尾町総合教育会議ということでございます。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。教育委員の皆様には日ごろから本町のお力添えをいただいていることに関しまして、心から感謝を申し上げるところでございます。また今回から新たに教育委員となられた小柳教育委員にも、この総合教育会議に参加いただいております。あらためてよろしくお願いいたします。今年度も早いもので、残り一カ月足らずということになりましたけれども、引き続き家庭や地域、学校と町と教育委員会が連携を図りながら子どもたちの豊かな心を育む教育の推進に向けて、ご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。この総合教育会議は町と教育委員会とが連携して教育政策の方向性を共有し、執行にあたることが会議の目的であります。今回は、前回の会議の中で提案させていただいた、教育大綱の策定についてでありまして、現大綱が今年度、令和7年度で終了することから、新たに令和8年度から12年度までの大綱案について協議をいただきたいというふうに考えているところであります。この5年間の広尾町の教育の方向を定める大事な大綱でありますので、委員の皆様方の慎重なご審議をいただきながら、大綱の策定を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今後におきましても、教育行政に対するご理解、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、簡単ですけれども開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます、どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長

〉はい、それではこれ以降、総合教育会議運営指針第4条に基づきまして、町長の議事進行となっておりますので、よろしくお願いいたします。

町長

〉はい、それでは会議の進行について管理課長からありましたけれども、慣例によりまして、いつも教育長にお願いしておりますので、今回もそういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。（各委員「はい。」）はい、それでは教育長進行の方よろしくお願いいたします。

教育長

〉はい、それでは3、協議事項（1）、広尾町教育大綱について事務局よりご説明願います。

管理課長

〉広尾町教育大綱（令和8年度～12年度）についてでございます。第1回の総合会議に

において、教育大綱の案を提案させていただきました。その案について委員さんの意見をいただきまして、修正等したものを今回提案するものでございます。この間、小柳委員が新しく委員になられまして、1回目の会議には参加されていませんので、改めて教育大綱について説明させていただきます。現在の広尾町教育大綱ですが、議案の表紙の裏面に記載されているものでして、令和3年度から今年令和7年度までの大綱となっていることから、来年度からの教育大綱を制定する必要があるところです。議案の1ページをご覧ください。

「教育大綱とは」ということで、改めて説明させていただきます。教育大綱については、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めるものとあります。この広尾町教育大綱については、この総合教育会議において、町長と教育委員会が協議、調整をして町長が策定するものでして、広尾町としての教育政策に関する方向性を明確にし、町長及び教育委員会がそれぞれの所管する事務を執行することになります。教育大綱についての説明は以上です。議案の2ページをお願いします。前回の会議で提案しました令和8年度からの広尾町教育大綱（案）に、委員さんからいただいた意見を記載したものです。それを踏まえまして修正したものが、3ページです。それぞれ委員さんからの意見をもとに修正しております。情報モラル教育については、⑨の項目に追加しております。大綱案につきましては、国の教育振興基本計画、北海道総合教育大綱、それと第6次広尾町まちづくり推進総合計画などを参酌いたしましてこのように作成したものでございます。今回お示しした大綱につきまして確認していただき、今日の会議で最終的な決定を出来ればと思いますのでよろしくお願いします。説明については以上です。

教育長

〉はい、このことについて、なにかご質問等があれば発言をお願いします。

武藤委員

〉持続可能な社会の創り手を育むのところの3番で、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を定着させ、これ、多分アクティブラーニングのことを言っているんだと思うんですね。であれば、前にアクティブラーニングを通じてとか入れたほうが何となくわかりやすいのかなと思ってちょっと、提案させていただきます。

管理課長

〉はい、あたまにですね。

武藤委員

〉あたまに入れたほうが、うしろがアクティブラーニングということが分かります。

町長

〉アクティブラーニングとは。

武藤委員

〉先生から一方的に言われるということではなくて、生徒が討論したりとかいろいろな問題解決をしていくというものです。

町長

〉その前にあるウェルビーイングというもの。

教育長

〉平たく言うと、気持ちよく勉強してもらおうというような、児童生徒のみならず現場で働く教職員の方々にも気持ちよく働いていただくというようなところです。

町長

〉教育関係者の皆さんは分かっているのかもしれないけど。

教育長

〉横文字が大分多くなりますけど、大綱ではなく、説明のところに注釈をつけたいと思います。

武藤委員

〉あともう一点、もしよければ1番の持続可能な2番で、地域の力を終結したコミュニティスクールの取り組みを活かし、となっているんですが、これをたとえば、地域、学校、共同活動のというふうにつけた方が、学校と地域が一体となって活動しているような感じをより一層受けるのかなと思ひまして、どうでしょうか。

管理課長

〉地域・学校、共同活動のコミュニティスクール、ですね。はい。

教育長

〉コミュニティスクールは、確か、地域共同学という日本語のところですね。わかりました。より分かりやすい形で、説明できるようにしたいと思います。他にどうですか。

武藤委員

〉前に提言させていただいたところは直っているので、よろしいかなと思います。

教育長

〉前回も説明させてもらったんですけど、今回の大綱の3番目と4番目ということで、地

域と産業を担う人を育むというところとですね、生涯を通じてまなびつづけるひとを育む、社会教育の部分も入れさせてもらいましたというところでもあります。このような形で学校だけでなくですね、地域の考え方、そういうのも入れさせてもらっているという教育大綱の考え方でもあります。

よろしいですか。それでは広尾町教育大綱令和8年度から12年度までの案についてご承認していただけるということでよろしいですか。（各委員「はい。」）はい、よろしくお願いいたします。

（2）その他、事務局なにかありますか、よろしいですか。それでは協議事項の方、終わりましたので、進行を町長に戻します。

町長

〉はい、ただいま広尾町教育大綱、令和8年度から12年度までの、今後5年間の教育大綱ということで、皆様方のご同意をいただきました。これに沿って今後5年間進めていくということでございますので、引き続き皆様方のご理解ご協力を賜りたいと思います。いま、その他の方でなにもございませんでしたけども、このあと教育委員会が予定されているということでもありますけども、総合教育会議、年に1回、2回やって、こう町長が出てくるのが1回か2回しかありませんので、あの副町長もおりますので、なにか教育全般のこと、あるいは町の関係についても、お気づきの点があれば委員の皆様方から遠慮なく意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。総合教育会議の中で皆様方のご意見、町からの考え方も含めてお話しする機会になっていますので、もし何かあれば。

齊藤委員

〉今ですね、受験、このあと国公立が控えている子どもたちというのは、学校が一段落して地元に戻ってきて自主学習して受験に挑んでいるという部分とか、平日勉強しに図書館とか自宅じゃない場所を求めている感が結構、声聞くんですよ。今3月の試験に向けて頑張っている子どもたちというのは、何名か図書館に行っているという話を聞いたんですけど、閉館が17時30分ですよ、もう少し時間が延長できるそういう場所があればとか、例えば19時、20時くらいまでも集中できる場所があればという声はあったので。あと、公設民営塾の方が、広尾高校優先にはなっているんですけど、夏休みに来ている間に短期にでも、他の高校行ってる子でも地元出身なら受けれないのかなという声も聞いたりしてます。

町長

〉来年度以降の話ですけども、今ちょっと内容的に通年でやる場合どういう形でというのを詰めてるところなんですけども、いま話があったように、現役の高校生だけではなくて、中学3年生も含めた、夏休み期間中これのような、そういう体制も整えたら良いかなということも考えてますので、いまおっしゃってるのは大学進学ということでもということもあると思うので、そういったことがまた刺激になることもあると思うので、教育長ちょっと考えて、まだ業者が決まっていないですけど、そういったことも含められるのであれば。

教育長

〉はい。

副町長

〉今は広尾高校の生徒を対象にということで考えていて、意見を参考に検討したいと思います。

小柳委員

〉公設民営塾、業者等々の決定とか、そういう道筋は、いつごろ決定するのですか。

教育長

〉はい。今回３月定例会で予算を提案しまして、それが承認されれば４月から業者の選考を、どのような形で行うか、それはいろいろ形があるんですけども、そこは１カ月ちょっとかかるかもしれません。そして準備をして、スケジュール的には多分６月くらいから開設できればというスケジュール案で考えています。

小柳委員

〉あともうひとつ先ほどのにプラスしてお願いというか、高校生とあと先ほど中３とかも出てきましたけど、例えば大学受験して、もし浪人された人がいた場合に、高校生とか中学生だけではなく、広尾高校の卒業生であれば予備校的な、予備校に行くとなるとやっぱり札幌とかに行ってそれなりの経費も掛かるので、もしそういうフォローも出来るのであればいいなあって、そういう話もちらりほらりとは聞いたことがありました。

教育長

〉はい、ありがとうございます。

町長

〉ほか、よろしいですか。それでは会議を閉じさせてもらってよろしいですか。

それでは以上をもちまして、令和７年度第２回広尾町総合教育会議を終わらせていただきます。何度も申し上げますけども、引き続き皆様のご理解ご協力をいただきながら広尾町の教育を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

この議事録は、令和８年２月１７日に開催の広尾町総合教育会議の確定に基づいて作成した。（当日の議案は別紙のとおり）

広尾町長 田 中 靖 章

教 育 長 山 岸 直 宏

（令和８年３月１７日調製）

広尾町教育委員会管理課